

2 愛 給 第 37 号
令和 2 年 6 月 4 日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 竹 内 稔
(公 印 省 略)

東郷町内の町道及び公共用物の道路における舗装本復旧方法について（通知）

日頃より、本企業団の水道事業にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、東郷町役場都市建設部建設課維持係からの通知(令和 2 年 5 月 28 日付)により、東郷町内の町道及び公共用物内における舗装本復旧方法について指示がありました。

つきましては、今後、道路を横断して給水装置工事を施工する際は、下記のとおり留意して舗装本復旧を施工していただきますようお願い申し上げます。

今後とも、適切な施工管理を行って頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 留意事項

舗装本復旧施工時には、原則、道路の全幅を一度に復旧する方法にて行う必要があることから、道路横断にて給水装置工事を施工する場合、基本的に通行止めをして、舗装本復旧を施工してください。

なお、交通量が多く、多くの住民に対して交通に支障をきたす道路やセンターラインが存在する道路等で、片側交互通行をすることが望ましいと考えられる場合には、事前に協議をしてください。

2 適用開始日

通知の日から適用する。

3 適用範囲

東郷町内の町道及び公共用物の道路

○問い合わせ先

給水課給水装置申請グループ

電話 0561-38-0035

FAX 0561-38-1427

令和2年5月28日

占有者各位

東郷町都市建設部建設課長

占有工事等に伴う道路の舗装復旧方法について（通知）

このことについて、道路本来の目的は、一般交通の用に供されるものでありますが、一方、道路を根幹として生活圏が形成され、公的及び私的な諸活動が展開されることから、道路を本来の用法以外に生活の場として利用する関係が生じ、これが道路の特別使用と呼ばれる道路の占有でございます。

したがって、道路占有（公物使用）許可とは、あくまでも道路本来の機能を阻害しない範囲内で認められているものでございます。

以上の点から、占有等における工事の際には、舗装復旧時に道路の耐久性が低くならないよう施工してください。

道路の耐久性の維持並びに施工の基本は現況復旧という考え方から、原則、道路の全幅を一度に舗装復旧する方法で行い、舗装の継目が少なくなるように施工してください。

交通に支障をきたす場合等特段の事情がある場合で、片側ずつ舗装復旧したい場合には、占有者から道路管理者に協議してください。

担当 東郷町役場 都市建設部
建設課 維持係

電話 0561-56-0745

内線 2223

メール tgo-kenset@town.aichi-togo.lg.jp

占 用 条 件 事 項

- 1 占用に関する工事（以下「占用工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ東郷町長（以下「町長」という。）に届け出て指示を受け、当該工事が完了したときは、直ちに町長に届け出て、その検査を受けること。
- 2 占用工事の施工に起因して事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、町長に届け出て指示を受けること。
- 3 占用工事の施工により道路及び道路の付属物を損傷したときは、町長に届け出て指示を受け、占有者の負担において原形に復旧すること。
- 4 占有者は、占用許可の期間中、町長の指示を受け道路占用許可表紙又は道路占用許可表紙を道路に占有している工作物、物件、又は施設（以下「占用物件」という。）の見やすい場所に表示すること。
- 5 道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないように努めなければならないこと。
- 6 許可事項を変更（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第8条で定めるものを除く。）しようとするときは、あらかじめ東郷町長に道路法、同法施行令（協議）申請書を町長に提出し、変更の許可（回答）を受けること。
- 7 住所若しくは事務所所在地、又は氏名若しくは名称を変更したときは速やかに町長に届け出ること。
- 8 相続又は合併により占有許可に基づく権限及び義務を承継したものは、速やかに町長に届け出ること。
- 9 道路の占有に関する権限及び義務を譲渡し、貸与し、若しくは担保に供し、又は占有物件を他人に使用させてはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 10 占用期間が満了するとき（引き続き占有する場合を除く。）、又はは占用を廃止しようとするときは、あらかじめ町長に届け出て、原状回復について指示を受けること。
- 11 なお、原状回復したときは、直ちに町長に届け出ること。
- 12 占用期間の満了後、引き続き当該道路を占有しようとするときは、占用期間満了の日の1月前までに町長に継続の「道路法施行令（昭和27年政令第479号）第8条で定めるものを除く。）を提出し、許可（回答）を受けること。
- 13 占用により道路管理者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、占有者の責において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 14 道路管理上、又は道路工事上特に必要が生じた場合には、占有物件の移設、改築、又は撤去を求めることがある。この場合に要する費用は、すべて占有者の負担とする。
- 15 工事箇所は、申請書において常時巡回し、工事完了時まで維持補修を実施すること。
- 16 道路を掘削する場合は、次にによること。
 - (1) 道路を掘削する場合には、みぞ掘り又はつぼ掘りの方法によるものとし、えぐり掘りの方法によらないこと。
 - (2) 舗装道路のセメントコンクリート及びアスファルトコンクリートの掘削は、のみ、又はブレーカー等でいかに切取り、在来舗装に損傷を与えないように行うこと。
 - (3) 掘削は、当日中に埋戻しができる程度とする。ただし、当日中に埋戻しができない場合には、雇工及び機械等を設け交通に支障を及ぼさないこと。
 - (4) 掘削に着手するに際しては、地下埋設物の有無を確認し、地下埋設物がある場合は地下埋設物占有者と現地立会いし、その位置を確認のうえ実施すること。
 - (5) 人家に接近して掘削する場合には、人の出入りを妨げない措置を講ずること。
- 17 道路を掘削した場合の復旧方法は、次にによること。
 - (1) 道路の復旧方法は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とする。
 - (2) 道路を掘削した場合の埋戻しは、砂（0.074mmフルイ通過10%以下のもの）又は切込砕石（Φ50以下のもの）を用い各層（層厚は、原則として20cm以下とする。）ごとにランマーその他適切な締固め機械で十分締固めて行うこと。
 - (3) 舗装道路に使用した材料は、別途町長の指示を受けるものを使用すること。
 - (4) 舗装工に使用する材料は、別途町長の指示を受けるものを使用すること。

- (5) 舗装道路の復旧は、特に町長の指示がない場合は、掘削幅+30cmとする。ただし、在来舗装の残幅が1.5m未満の場合は既設構造物まで舗装復旧すること。
- (6) 舗装本復旧については、他占有者、他乗入施工業者等と調整を行い、同一施工に努めること。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができ、この決定の取消しを求める訴えは、前記審査請求を経なくてもでき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）直接提起することができ、

なお、前記審査請求をした場合の処分取消しの訴えの期間は、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

（ 標 示 板 ）

1.1メートル程度		工 事 中		36ヶ月以内
		工 事 目 的		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
事業 者				
施 工 者	住所 氏名			
道路管理者 許可年月日 指令番号				